

東海第二発電所 工事計画認可申請書（第2回）の審査及び今後の工事計画認可申請書の変更
（変更認可及び軽微変更）について

1. 主旨

令和4年3月1日付けで申請しました東海第二発電所の「設計及び工事計画認可申請書」（発室発第172号）（第2回変更認可申請）について、これまでの審査で、原子炉建屋付属棟及び原子炉棟換気系改造に対する基準適合性を整理し、説明するようコメントを頂いておりました。

このことを踏まえ、設置許可基準規則等の各条文への適合性を整理しており、技術基準規則についても展開する予定ですが、当社の準備の遅れがあり、審査が長期化していることから、今後、申請する予定の工事計画変更認可等の行程及びその後の使用前事業者検査、適合性確認検査に影響することが顕在化してきました。

このため、今回の申請案件は引き続き審議頂くとともに、今後、第3回変更認可申請及び軽微変更届出を行う時点において第2回変更認可申請の認可が得られていない場合には、第3回変更認可申請及び軽微変更届出の審査を優先してお願いいたします。

変更が必要となるSA工事計画*の変更内容及び手続きについて、以下に示します。

※：平成30年10月18日付けで認可された東海第二発電所の新規制基準に適合するための工事計画認可申請書

2. 工事計画認可申請書の変更手続き

(1) 変更内容

- a. 工事計画の変更（添付-1「東海第二発電所 今後の工事計画認可申請の変更予定」参照）

(2) 手続き時期

- a. 第3回変更認可：2022年9月上旬
- b. バックフィット等：2023年1月下旬
- c. 第4回変更認可：2023年4月上旬
- d. 軽微変更届出：2022年7月上旬

3. 変更内容

- (1) 工事計画の変更（変更を行う設備の概要及び変更箇所は、添付-1参照）

添付-1 東海第二発電所 今後の工事計画認可申請の変更予定

以上

東海第二発電所 今後の工事計画認可申請の変更予定

1. 変更認可【第3回申請】

No	変更概要	理由	変更理由	申請予定
1	緊急時対策所の非常用送風機及び非常用フィルタ装置の構造変更	設計変更	施工会社の確定に伴い、認可当時に想定していた「緊急時対策所非常用送風機」の構造及び電気出力並びに「緊急時対策所非常用フィルタ装置」の構造に変更が生じたため。	2022年9月
2	緊急用海水系の代替燃料プール冷却系熱交換器上流小型ストレーナの追加	設計変更	緊急用海水系ストレーナの下流側に設置の代替燃料プール冷却系熱交換器（海水側）の閉塞の可能性を減らし運用性を向上させるため、より細かいストレーナを追加する。	
3	逃がし安全弁用可搬型蓄電池の仕様変更	製造中止	既許可・既認可で設定していた当該蓄電池の製造メーカーが事業停止したことで、製品を購入することが出来ず、同等性能を有する別メーカー製の蓄電池に仕様変更するため。	

2. 変更認可【第4回申請】

No	変更概要	理由	変更理由	申請予定
1	廃棄物処理建屋連絡配管路出入口（NR/W連絡通路）の撤去の取止め	設計変更	特重審査におけるFV設計の変更に伴い、第二弁操作室へのアクセスルートがなくなり防護対象範囲が変更になったため。	2023年4月
2	火災防護設備用ハロンポンベ及びCO2ポンベの設置場所及び個数の変更	設計変更	当初、消火用ポンベの設置場所は屋内を予定していたが、FV設備のアクセスルートとの干渉から屋外に設置することとしていた。その後、特重審査におけるFV設計の変更により、FV設備とアクセスルートの干渉がなくなり屋内に設置が可能となったことから、設置場所を当初予定していた屋内へ変更するとともに、当該屋内設置場所からの距離等を踏まえたポンベ個数に変更する。	
3	原子炉補機冷却系、原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器の伝熱面積の変更	設計変更	施栓を実施している熱交換器は、設計確認値と公称値を記載する必要があり、メーカー側で再評価を実施し、その結果を踏まえて伝熱面積の変更が生じたため。	
4	タービン建屋管理区域外伝播防止堰の追加	設計変更	タービン建屋から外部に通じる避難通路確保のため、外部に通じる避難扉の閉止対応を見直し扉の前に堰を追加する。	
5	予備変圧器一相開放検知機能の変更	設計変更	一相開放故障事象に関して追加で実施した解析等の状況を踏まえ、予備変圧器の一相開放故障検知に関する基本設計方針への記載の見直しが生じたため。	
6	ガス絶縁開閉装置の適用基準・規格の変更	設計変更	ガス絶縁開閉装置のメーカー確定の結果、適用するJECの規格の年度に変更が生じたため。	

東海第二発電所 今後の工事計画認可申請の変更予定

3. バックフィット等

No	変更概要	理由	変更理由	申請予定
1	有毒ガス防護対策	B F	技術基準規則等の改正に伴い、発電所の敷地内外において有毒ガスが発生した場合に、原子炉制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所内並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点にとどまり対処する必要がある要員に対する有毒ガス防護の認可を得るため。	2023年1月
2	高エネルギーアーク損傷（HEAF）対策	B F	高エネルギーアーク損傷対策に関して、技術基準規則への追加に伴い、基本設計方針について変更するため。	
3	火災防護審査基準改正に伴う感知器の配置と機種の変更	B F	火災防護審査基準の改正に伴い、「その他発電用原子炉の附属施設」のうち「火災防護設備」の基本設計方針について変更するため。	
4	所内常設直流電源設備（3系統目）の設置	新規設置	重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行う、特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）を設置するため。	

4. 軽微変更

No	変更概要	理由	変更理由	申請予定
1	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の主配管の変更	記載の適正化	機器クラス変更（クラス3配管→SAクラス2配管）により管継手の申請が必要なたため。	2022年7月
2	非常用ガス処理系の主配管の変更	記載の適正化	機器クラス変更（クラス4配管→SAクラス2配管）により管継手の申請が必要なたため。	
3	使用済燃料乾式貯蔵容器の材料の変更	記載の適正化	使用済燃料乾式貯蔵容器の要目表における材料の適正化のため。	